

全日本高等学校書道教育研究会 会則

第六条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----------|
| 一、会長 | 一名 |
| 二、副会長 | 二・三名 |
| 三、大会長 | 三名 |
| 四、理事長 | 一名 |
| 五、副理事長 | 二・三名 |
| 六、常任理事 | |
| 各専門部長 | 六名 |
| ブロック代表 | 九名 |
| 七、大会担当役員 | 六名 |
| 八、理事 | 都道府県代表各一名 |
| 九、事務局 | |
| 事務局長 | 一名 |
| 事務局次長 | 一・二名 |
| 書記 | 二名 |
| 会計 | 二名 |
| 十、監事 | 二名 |
| 十一、顧問 | 若干名 |

第一章 総則

第一条 本会は全日本高等学校書道教育研究会と称する。

第二条 本会は事務局を会長の定める所に置く。

第三条 本会は全国の高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下同様）における書道教育の振興を図ることをもって目的とする。

第四条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、高等学校における書道教育に関する研究並びに調査
- 二、会員相互の研修、情報交換並びに、その他必要な事業

第二章 組織・役員

第七条

第五条 本会は各都道府県の高等学校の書道教育研究団体をもって組織し、その構成員を会員とする。

- 役員の内訳は、次のとおりとする。
- 一、会長及び副会長は幹事会が推薦し、総会において承認する。
 - 二、理事長、常任理事は、幹事会が推薦し、副理事

長は理事長の指名により定める。

三、事務局長、事務局次長、書記、会計は理事長の指名により定める。

四、監事は会員から選出し、総会において承認する。

本会には顧問及び大会長・大会担当役員を、幹事会の決議を経て置く。

一、顧問は会長が推薦し、重要な職務について会長の諮問に応ずる。

二、大会長は会長が推薦し、大会の職務について執行にあたる。

三、大会担当役員は、大会実施のため理事長が推薦する。

第九 条

役員の職務は次のとおりとする。

一、会長は本会を代表し、会務を総括する。

二、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により会長の職務を代行する。

三、理事長は会務を総理する。

四、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

五、常任理事は会務を審議決定し、その執行にあたる。

六、理事は会務を審議し、事務を執行する。

七、事務局長は本会の事務局を代表し、事務を執行する。

八、事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

九、書記は会議を記録し、議事録を作成する。

十、会計は本会の経費、及び会費の総括をする。

十一、監事は会計を監査する。

第十二 条 役員の任期は二年とする。ただし、補欠として専任される者の任期は前任者の残留期間とする。

役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第三章 会 議

第十一 条

定期総会は、年一回研究大会開催時に、また、臨時総会が必要あるとき幹事会の決議を経て会長がこれを招集する。

第十二 条

会長は定期総会において本会の業務に関する状況を報告しなければならない。

第十三 条

総会の招集は会議の目的である事項を示し、開催日

より一週間以上前に会員に通知をしなければなら
ない。

第十四条

役員会は本会役員をもって構成し、必要に応じて会
長がこれを招集し、本会則に定めた事項を審議する。

第十五条

幹事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理
事、事務局をもって構成し、必要に応じて会長がこ
れを招集し、本会則に定めた事項を審議する。

第十六条

大会長、大会担当役員、監事及び顧問は、会議に出
席して審議に参加することができる。

第十七条

会議の議事は出席の過半数をもって決定する。可否
同数の場合は議長がこれを決する。

第十八条

会議においては議長を出席者の中から選出し、書記
は議事録を作成する。会議終了後、議長及び書記が
捺印の上、事務局にこれを保存する。

第四章 機関

第十九条

本会の会務を処理するために、次の専門部を置く。
一、研究部：教科・科目等の内容についての調査及
び研究

二、調査部：各都道府県の教育活動状況についての

調査報告

三、出版部：会報の年二回の広報活動の実施と情報
交換

四、事業部：会員相互の研修と後援事業の活動支援

五、渉外部：教育に関する外部団体等との連携

六、庶務部：会員名簿の発行、要望書の作成

専門部には各部長を置く。ただし、副部長を置くこ
ともできる。

第二十一条

役員会が必要と認めた場合は専門役員会を設ける
ことができる。

第五章 会計

第二十二条

本会の経費は会費及びその他の収入をもって充て
る。

第二十三条

本会の会費は組織単位年額一〇、〇〇〇円、会員会
費年額五〇〇円とする。

第二十四条

会長は定期総会までにその年度の歳入歳出の予算
書、前年度の決算書、事業報告書を作成し、役員会
の決議を経、かつ監事の承認を得なければならない。

第六章 功労者表彰

第二十五条 表彰の対象者は、永年にわたり全日本高等学校書道

教育研究会に貢献し、かつ各都道府県の高等学校の書道教育に貢献した者とする。

第二十六条 表彰対象者の推薦は、全日本高等学校書道教育研究

会本部事務局、または各都道府県の書道教育研究会が行う。

第二十七条 表彰は、全国研究大会で行う。

第七章 付則

第二十八条 本会の会則変更は、総会の承認を得なければならぬ。

第二十九条 本会の運営上必要な細則は、幹事会で別に定める。

第三十条 本会則は昭和四十八年十二月四日制定

昭和五十二年十一月二十六日会則改正

昭和五十六年十一月七日会則改正

昭和五十七年十一月十二日会則改正

昭和五十九年十一月十六日会則改正

昭和六十年十一月二十一日会則改正

平成元年十一月九日会則改正

平成三年十一月二十日会則改正

平成五年十一月十日会則改正

平成十五年十一月二十二日会則改正

平成二十一年十一月十二日会則改正

令和元年十一月十四日会則改正